在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置）

令和４年３月３１日（総２２第３５号）
在デンパサール日本国総領事館

●当館では、本年４月１日から、在外選挙人登録申請の際に、本人出頭を免除する特例措置を開始します。
●新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた政府による行動制限措置等のため当館に出向くことができない方、東ヌサトゥンガラ州及び西ヌサトゥンガラ州にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じて、本人確認及び事前提出書類の原本確認を行うことにより、当館に来館することなく、在外選挙人登録申請ができます。（事前提出書類は郵送又は託送により受付）。
●今年の夏には参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方で、一定の条件を満たす場合には、この特例措置をご利用ください。

この特例措置の申請の条件や手続きの詳細につきましては、以下の当館ホームページをご確認ください。
https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00613.html

その他、在外選挙制度等につきましては、以下のホームページをご覧下さい。
□外務省ホームページ「在外選挙」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html
□総務省ホームページ「在外選挙制度について」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html
□当館ホームページ「在外選挙」
https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/02_02election.html